

## 千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、現下のきのこ生産体制の維持・確保を図りつつ、燃油や資材価格の影響を受けにくい経営構造に向けた体質強化を促進するため、次期生産に必要な生産資材の導入経費の一部に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

### (事業区分、事業実施主体、経費及び補助率等)

第2条 千葉県きのこの生産資材導入支援事業の事業区分、事業実施主体、経費、補助率及び対象地域は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするもの、その他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己もしくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### (交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金交付の申請をしようとする者は、知事が定める期日までに補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

### (交付決定の通知)

第4条 規則第4条の規定による交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

### (交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に次の条件を付する。

(1) 事業の内容の変更(知事の定める重要な変更に限る。)をする場合においては知事の承認を受けること。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けること。

(変更の承認申請)

第6条 前条の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(別記様式第3号)、又は廃止承認申請書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に対して、当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条により実績報告をしようとするときは、事業完了の日から起算して1カ月を経過した日、又は3月31日のいずれか早い時期までに実績報告書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 規則第14条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(額の再確定)

第10条 補助事業者は、前条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第8条に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第9条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第15条の規定により補助金交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第12条 規則第16条の特例により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(暴力団関係密接関係者)

第13条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この要綱は、令和5年5月18日から施行し、令和4年度補正予算に係る補助金から適用する。

別 表

事業区分	事業実施主体	経 費	補助率	対象地域
きのこの生産資材 導入	<p>(1) 自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、民間事業者（中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。以下同じ。）であつてきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「取組実施者」という。）</p> <p>(2) 取組実施者を取りまとめる市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、民間事業者（以下「取りまとめ者」という。）</p>	<p>きのこの次期生産に必要な生産資材の導入に要する経費 （ただし、原木しいたけについては特用林産施設体制整備復興事業で補助されている分については対象外とする。）</p>	<p>定額（別記のとおり）</p>	<p>県内全域</p>

別記

第1 補助金の額の算定方法

1 補助金の算定

算定額は、2で定める定額の支援単価に事業実施主体の次期生産量を乗じて算出するものとする。

補助金の額＝定額の支援単価×次期生産量

なお、事業実施主体が取りまとめ者である場合の次期生産量は、取組実施者の次期生産量の合計とする。

2 定額の支援単価

令和4年2月1日から令和4年12月2日までの間に上昇した資材価格の2分の1相当額を基本とし、

きのこ生産に係る経営費のうち燃油費が15%を超える取組実施者については10分の7相当額とする。

品目	支援単価	
	1/2 相当	7/10 相当
しいたけ（原木）	13.8 円/kg	19.4 円/kg
しいたけ（菌床）	21.0 円/kg	29.4 円/kg
ぶなしめじ	8.4 円/kg	11.8 円/kg
くろあわびたけ	4.7 円/kg	6.6 円/kg
ひらたけ	11.6 円/kg	16.2 円/kg
まいたけ	7.6 円/kg	10.7 円/kg
きくらげ	19.3 円/kg	27.0 円/kg
なめこ	4.7 円/kg	6.6 円/kg

### 3 支援対象となる生産資材の範囲

原木（しいたけ以外の品目のみ）、種駒（封ろう・菌栓含む）、菌床、種菌、培地基材（おが粉、コーンコブミール等）、栄養体（米ぬか、小麦ふすま等）、薬剤、栽培袋、栽培ビン、その他きのこ生産に不可欠な資材

### 4 次期生産量の算定の仕方

1で定める補助金の算定に用いる次期生産量は、

（1）令和4年度又は令和4年の生産量

（2）取組実施者における令和元年度から令和3年度まで又は令和元年から令和3年までの年間平均生産量のいずれか低いものとする。

なお、（1）>（2）の場合であって、複数の品目を生産している場合、品目毎の生産量に（2）/（1）を乗じて補正する。

ただし、（2）において、令和元年度から令和3年度又は令和元年から令和3年までの間に、生産量が災害その他やむを得ない事由により前年より3割以上減少した年又はきのこ生産を開始した年がある場合は、当該年を除いて年間平均生産量を算出することができる。また、令和3年度又は令和3年に生産を開始するなど、年間平均生産量が算出できない場合は（1）を次期生産量とする。

### 第2 補助対象経費

第1により算出した取組実施者に対する補助金に限るものとする。

### 第3 補助対象とならない経費

本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費及び国が補助する他の事業と重複する経費のほか、本事業の実施に要したものとして証明できない経費は補助対象としない。

### 第4 補助額の上限

1 取組実施者当たり 5,000 千円とする。

別記

第1号様式（第3条）

千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

年度において下記のとおり千葉県きのこの生産資材導入支援事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容等

きのこの種類	支援単価 (円/kg)	次期生産量 (kg)	金 額 (円)
計			

注 きのこの種類の欄については、きのこの品目及び栽培方法を記入すること。

(例)「しいたけ(原木)」

3 経費の配分

(単位：円)

事業費	負担区分		摘要
	県補助金	その他	

#### 4 収支予算書

##### (1) 収入

区 分	予算額 (円)	摘 要
県補助金		
その他		
計		

##### (2) 支出

区 分	予算額 (円)	積 算 基 礎
きのこの生産資 材導入		支援単価 円/kg × 次期生産量 kg
その他		
計		

5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

#### 6 添付書類

- (1) 法人にあつては定款、その他団体にあつては規約等
- (2) 誓約書 (第9号様式)
- (3) 役員等名簿 (第10号様式)

（ あ て ）

年 月 日付けで申請のあった 年度千葉県きのこの生産資材導入支援事業については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第4条の規定により、金 円に交付決定する。

年 月 日

千葉県知事

記

1 規則、要綱等の遵守

補助事業者は、千葉県きのこの生産資材導入支援事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知）、国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和4年12月2日4林整計第428号農林水産事務次官依命通知）、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日4林政経第827-1号林野庁長官通知）、千葉県補助金等交付規則（昭和32年9月20日千葉県規則第53号）並びに千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付要綱及び千葉県きのこの生産資材導入支援事業実施要領に従わなければならない。

2 補助事業の内容

補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けで申請のあった 年度千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。

3 補助事業の変更等

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとし、又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ千葉県知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助事業の内容変更のうち、千葉県きのこの生産資材導入支援事業実施要領第3に定める変更以外の変更については、この限りでない。

補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

4 補助金額の確定

補助金額は、千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付要綱別表に定める算定方法で得た額と交付決定額（変更された場合は変更された額）とのいずれか低い額とする。

5 証拠書類の保存等

補助事業者は、この補助金の収支決算等を明確にしておくとともに、証拠書類を補助事業の完了した年度の翌年から起算して5年間保存すること。



第3号様式（第6条）

千葉県きのこの生産資材導入支援事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

年 月 日付け千葉県森指令第 号で交付決定のあった千葉県きのこの生産資材導入支援事業について、下記のとおり計画を変更したいので千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更後の事業量

（様式第1号2～4に準じて記載すること。ただし、当初金額を上段に（）書きし、変更分を下段に裸書きすること。）

第4号様式（第6条）

千葉県きのこの生産資材導入支援事業廃止承認申請書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地  
実施主体名  
代表者氏名

年 月 日付け千葉県森指令第 号で交付決定のあった千葉県きのこの生産資材導入支援事業について、下記のとおり事業を廃止したいので千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

- 1 廃止の理由
- 2 廃止をしようとする日  
年 月 日

第5号様式（第8条）

千葉県きのこの生産資材導入支援事業実績報告書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地  
実施主体名  
代表者氏名

年 月 日付け千葉県森指令第 号で交付決定のあった千葉県きのこの生産資材導入支援事業を次のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

※ 記載事項については、様式第1号の記に準ずる。

千葉県森達第 号

（ あ て ）

年 月 日付け千葉県森指令第 号で交付決定をした 年度千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金は、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第14条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

千葉県知事

千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付請求書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地  
実施主体名  
代表者氏名

年 月 日付け千葉県森達第 号で額の確定のあった千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付確定額	円
既受領額	円
今回交付請求額	円

振込先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
			1 普通	
			2 当座	
	口座 名義人 (カナ)			

千葉県きのこの生産資材導入支援事業概算払請求書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地  
団 体 名  
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県森指令第 号で交付決定のあった千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、補助金 円を下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

交 付 決 定 額	円
概算払請求額	円
残 額	円

振 込 先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
			1 普通	
			2 当座	
	口 座 名義人 (カナ)			

## 誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

⑩

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

※ 電子申請の場合は押印不要。ただし、申請者は原本（誓約書・役員等名簿）を保管すること。

役員等名簿

番号	商号又は名称(半ｶﾀ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半ｶﾀ)	氏名(漢字)	生年月日				性別(M/F)	住所	職名
					元号	年	月	日			

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる住所の所在地）  
氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ・ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。